

第5期長崎県工賃向上計画

令和6年12月

長 崎 県

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の対象事業所	1
4. 対象事業所の現状と工賃実績	2
(1) 本県の工賃の推移等	2
(2) 第4期長崎県工賃向上計画(令和3年度から令和5年度)	3
(3) 直近年度(令和5年度)の工賃実績について	3
5. 長崎県の目標工賃	5
6. 官公需の目標	6
7. 目標達成に向けての取組	6
8. 目標の達成状況の把握、公表及び対応	8
9. 【参考】平均工賃月額の見直し	10

1. 計画策定の趣旨

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要です。

このため、国は、「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」を策定し、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、工賃向上に資する取組を進めてきました。

本県では、平成19年度から平成23年度までの「長崎県障害者工賃倍増5か年計画」を策定し、就労継続支援B型事業所等において生産する商品の開発や生産拡大、販路開拓など、工賃向上のための様々な支援を行ってきました。

また、平成24年度からは3ヵ年ごとに、「長崎県工賃向上計画」を第1期から第4期策定し、「事業所の経営能力向上への支援」、「工賃向上に有効な情報の発信並びに消費者や企業へのPR」、「事業所商品やサービスの販売促進」、「農福連携による障害者の就農促進」に取り組んできました。

令和6年3月に国の「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」が一部改正され、令和6年度以降においてもさらなる工賃向上に向けた取組を推進することとされたことから、これまでの支援の検証を行い、引き続き工賃向上を推進することを目的に、新たに「第5期長崎県工賃向上計画」を策定します。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までとします。

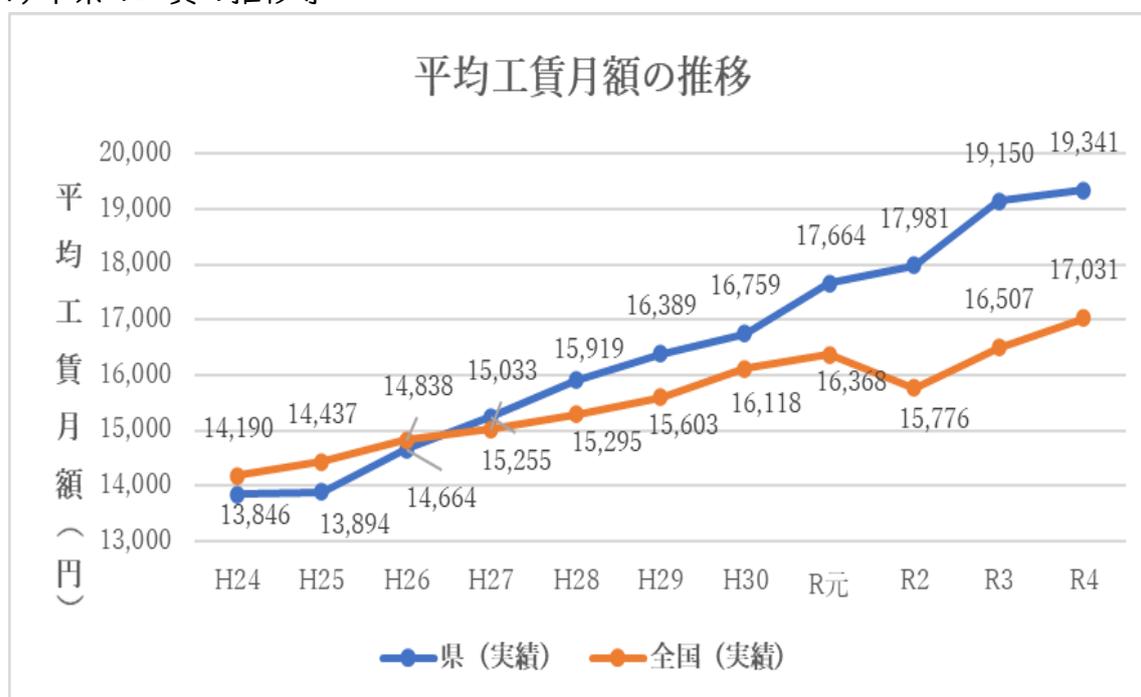
3. 計画の対象事業所

この計画の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）の範囲は、県内の就労継続支援B型事業所とします。なお、本計画に基づく各種支援施策は、対象事業所のほか次の事業所についても対象とします。

就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃（賃金）向上に意欲的に取り組む事業所

4. 対象事業所の現状と工賃実績

(1) 本県の工賃の推移等



第1期の長崎県工賃向上計画を策定した平成24年度からの平均工賃月額の推移をみると、当初は全国平均を下回っているものの、第2期長崎県工賃向上計画を策定した平成27年度には全国平均を上回り、年々全国との差を広げています。

令和2年度は新型コロナウイルスによる影響もあり全国の平均工賃月額は約600円減少したものの、本県は各事業所の努力もあり、317円増加していることも特徴です。また、全国順位で見ますと平成24年度は24位、令和4年度は12位と大きく上昇しています。これは、長崎県工賃向上計画で進めてきた施策のみだけでなく、平均工賃月額を評価する報酬改定に伴う各事業所の工賃の向上に対する意識の変化や日々の実践によるものであると考えています。

計画名	計画期間	最終年度の目標及び実績		全国順位
		目標工賃	県工賃実績 [全国平均]	
長崎県工賃向上計画	H24～H26年度	16,000円	14,664円 [14,838円]	24位
第2期長崎県工賃向上計画	H27～H29年度	16,300円	16,389円 [15,603円]	19位
第3期長崎県工賃向上計画	H30～R2年度	18,200円	17,981円 [15,776円]	11位
第4期長崎県工賃向上計画	R3～R5年度	20,300円	25,144円※ [23,053円]	13位

※国の基本指針における「平均工賃月額」の算定方法の変更に伴い、令和5年度の工賃月額実績については、これまでの工賃月額実績及び目標工賃月額との単純な比較は困難

※平均工賃月額算定方法の見直し

令和5年度の調査から、平均工賃月額の算定方法について、障害特性等により利用日数が少ない利用者を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました(参考:10ページ)。

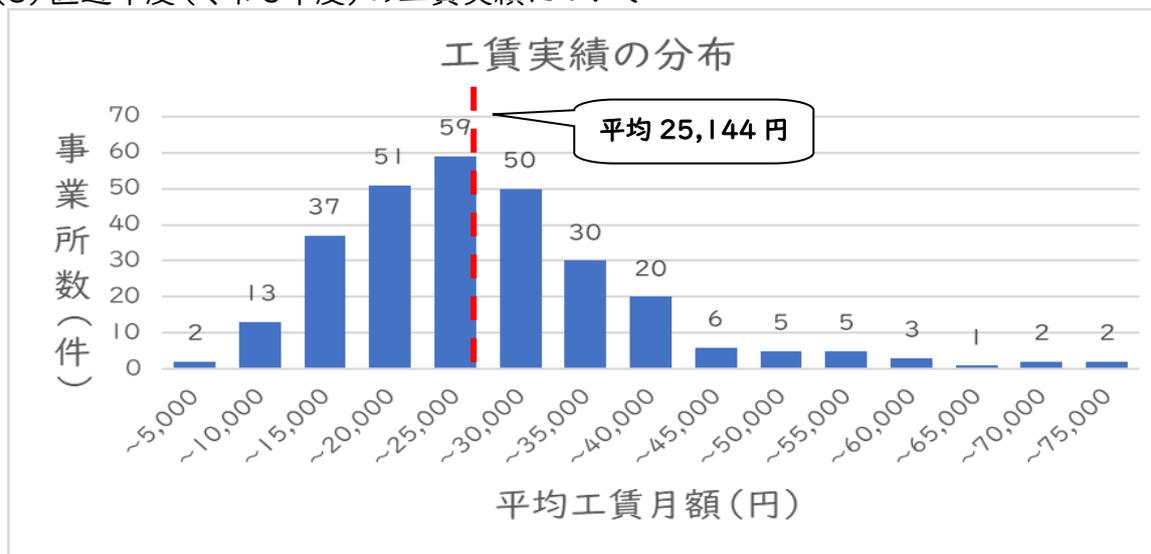
(2) 第4期長崎県工賃向上計画(令和3年度から令和5年度)の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標工賃月額	18,900円	19,600円	20,300円
本県平均工賃月額	19,150円	19,341円	25,144円
全国平均工賃月額	16,507円	17,031円	23,053円
全国順位	11位	12位	13位

令和3年度から令和5年度における本県の平均工賃月額は表のとおりです。

工賃向上に向けた各種取組の結果、工賃向上計画対象事業所(就労継続支援B型事業所)における平均工賃月額は年々上昇しており、全国の平均工賃月額を大きく上回っているものの、令和4年度においては本県の目標工賃月額を達成することはできませんでした。令和5年度は、平均工賃月額の算定方法が令和6年度報酬改定に伴い令和5年度の実績分から変更となったため、平均工賃月額が大幅に上昇しました。

(3) 直近年度(令和5年度)の工賃実績について



平均工賃月額	事業所数	割合
5,000円未満	2	1%
5,000円以上10,000円未満	13	5%
10,000円以上15,000円未満	37	13%
15,000円以上20,000円未満	51	18%
20,000円以上25,000円未満	59	21%
25,000円以上30,000円未満	50	17%
30,000円以上35,000円未満	30	10%
35,000円以上40,000円未満	20	7%
40,000円以上45,000円未満	6	2%
45,000円以上50,000円未満	5	2%
50,000円以上55,000円未満	5	2%
55,000円以上60,000円未満	3	1%
60,000円以上65,000円未満	1	0%
65,000円以上70,000円未満	2	1%
70,000円以上75,000円未満	2	1%
合計	286	100%

} 約4割(37%)

工賃実績の分布をみると、本県の平均工賃月額付近に事業所が多い一方、20,000円未満の事業所が全体の約4割(37%)を占めています。県全体で工賃向上を目指していくためには、平均工賃月額が低～中程度の事業所の底上げが必要であると考えられます。

平均工賃月額の高事業所と低事業所の差		
最低	最高	差
3,097円	74,570円	71,473円

また、平均工賃月額が最も高い事業所と低い事業所との差は71,473円と大きく開きがあります。国が定める基準省令第201条には、「利用者それぞれに支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと」と定められていますが、県内には3,000円を下回っている事業所は令和5年度実績では確認されませんでした。

市町名	事業所数	平均工賃月額	市町名	事業所数	平均工賃月額
長崎市	51	23,074	西海市	6	16,015
佐世保市	57	29,047	雲仙市	14	29,771
島原市	10	26,090	南島原市	14	28,239
諫早市	35	27,179	長与町	8	23,509
大村市	25	21,378	時津町	4	16,580
平戸市	9	23,735	東彼杵町	4	24,949
松浦市	9	25,697	川棚町	4	22,893
対馬市	4	22,540	波佐見町	4	32,823
壱岐市	4	20,007	佐々町	10	24,177
五島市	11	24,718	新上五島町	3	22,836

※小値賀町はB型事業所なし

市町別にみると、上表のとおりであり、事業所数や事業所の規模が異なるため単純に比較することはできませんが、最も高い市町と低い市町を比べると平均工賃月額について約2倍の開きがあります。

5. 長崎県の目標工賃

第5期長崎県工賃向上計画期間中の目標工賃月額を、次表のとおり設定

年度	目標値(平均工賃月額)
令和6年度	25,900 円
令和7年度	26,700 円
令和8年度	27,500 円

目標工賃については、県内の就労継続支援B型事業所の令和5年度の平均工賃月額を基準値とし、令和元年度から令和4年度の平均工賃月額の平均伸び率(約3.0%)を用いて設定しています。

【目標工賃の設定について】

基準値:R5県平均工賃月額実績 25,144円

本県の令和元年度から令和4年度の平均工賃月額の平均伸び率(約3.0%)

を基に設定

R6 25,144円 × 103%=25,898円 **25,900円**

R7 25,898円 × 103%=26,674円 **26,700円**

R8 26,673円 × 103%=27,474円 **27,500円**

6. 官公需について

県の官公需については、平成25年度より「国等による障害者就労施設からの物品等の調達推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく調達方針を毎年度策定しており、その中で目標設定・実績の調査・結果の公表等を行っています。

令和3年度から令和5年度については、目標額を下回る結果となりました。

県の調達実績（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標額		33,400	33,400	33,400
調達額		23,646	28,850	26,944
内訳	物品	1,017	1,009	3,432
	役務	22,629	27,841	23,512

7. 目標達成に向けての取組

【県の取組】

(1) 事業所の経営力強化や生産効率の向上についての支援

障害者の工賃水準を向上するため、セミナーの開催や事業所の生産活動の改善等に向けた取組を行っていきます。

① セミナーの開催

事業所の経営者、管理者及び職業指導員等を対象とした工賃向上セミナーを実施し、工賃向上に向けた意識醸成を図ります。また、福祉における経営的視点での事業所の現状把握と課題を抽出し、事業所運営の強化と改善のサポートに努め、障害者の工賃向上に資する効果的な取組の促進を図り、事業所の生産活動の改善等に向けた取組を支援します。

② 生産設備の導入モデル事業

工賃向上に関する取組の好事例として、横展開を図ることができるモデル的な事業を行う事業所に対する生産設備の導入に係る費用の補助を通じて、障害者の工賃向上に資する効果的な取組の促進を図り、事業所の生産活動の改善等に向けた取組を支援します。

③ 関係機関との連携

他部局・他機関との連携を推進し、事業所商品の品質・生産効率向上に関連する

情報発信等を行います。

また、労働行政機関（労働局、公共職業安定所、障害者職業センター）と連携した支援も行います。

④ 事業所や企業等への情報提供

工賃向上につながる取組や企業とのマッチング事例などを事業所へ幅広く情報提供をすることで、工賃向上のヒントを得てもらうだけでなく、事業所間で情報交換できるよう支援します。

(2) 農福連携による障害者の就農促進

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上、農業分野への職域拡大及び農業の労力不足解消に繋げていきます。

① 専門家の派遣

農業に関するノウハウを有していない事業所に対し、農業技術に係る指導助言や6次産業化（農産物の生産、加工、販売事業）へ向けた支援を実施するため、専門家を派遣します。

② マッチングの支援

農家へ出向いての施設外就労等を希望する事業所や、その受入れを希望する農家へコーディネーターを派遣し、障害特性の理解、作業内容の理解等、請負契約の締結に向けた諸課題の解決についての助言・指導を実施します。

③ 意見交換会・研修会の実施

農業側、福祉側の双方が抱える課題の共有、解決策の検討、相互理解の促進のため、福祉保健部と農林部が連携し、農業者と事業所を交えた意見交換会または研修会を実施します。

④ 農福マルシェの開催

農業と福祉が連携して開発した商品の販売や施設外就労など障害者の就農についての報告などを目的とした農福マルシェを開催します。

(3) 事業所商品やサービスの販売促進

販路拡大など多くの事業所の売り上げが増加するような取り組みを行っていきます。

① 官公需の促進

「障害者優先調達推進法」に基づき、毎年度、調達方針を策定し、県機関が事業所から物品購入や作業発注などの優先調達の促進に努めます。

また、市町に対して、官公需のさらなる促進について協力を求めます。

② 共同受注窓口の活用

安定的な業務受注が可能な共同受注窓口を活用し、官公庁や民間企業等との取引拡大を図ります。

③ 関係団体との連携

事業所商品の魅力アップやより多くの方々に事業所の商品や活動を知ってもらう機会を設けるため、長崎県社会就労センター協議会等で組織される「街かどのふれあいバザール運営委員会」や、各地域の障害福祉サービス事業所で組織する協議会等と連携し、魅力的な販売会を開催します。

【事業所の取組】

(1) 対象事業所は、事業所で策定した事業所工賃向上計画を指針として、事業所の管理者・職業指導員等と利用者が認識を共有し、事業所が一体となって、主体的に工賃水準の引き上げに取り組めます。

(2) 事業所工賃向上計画について、生産活動の現状把握と分析、目標工賃の設定、具体的な取組の実行、その点検・評価を行い、生産活動がより効率的で継続的かつ長期的なものになるよう努めます。

(3) 目標工賃達成指導員を配置している事業所においては、特に、商品の企画・開発、販路の拡大をはじめとした市場開拓、生産効率の向上など企業的経営手法を活用するとともに、利用者の職業能力向上に努め、意欲を持って業務に取り組むことができるように、合理的な配慮に基づく環境整備に努めます。

(4) 生産活動を行うにあたっては、利用者の障害特性や健康に十分配慮し、社会参加や働く意欲を尊重しながら、安心して通所できるサービスの提供に努めます。

8. 目標の達成状況の把握、公表及び対応

より効果的な生産活動に取り組むことが求められるため、事業所工賃向上計画及び各年度の達成状況を把握するとともに、目標工賃や取組等を見直し、各年度の状況を公表します。

(1) 令和8年度までの各年度において、対象事業所における平均工賃月額の実績を把握し、その結果について、県ホームページへの掲載等により公表を行います。

(2) 上記(1)により、工賃実績が目標に達成している場合は、必要に応じて長崎県工賃向上計画の翌年度の目標を見直すこととします。なお、対象事業所が目標工賃月額を変更した場合は、必ず該当目標の年度中に本県へ報告することを促します。

(3) 上記(1)で把握した事業所の平均工賃月額の実績が、事業所が定める目標工賃月額と著しく乖離している事業所等に対しては、適宜ヒアリング等によってその状況の確認を行い、関係機関と連携して対応することとします。

【参考】

平均工賃月額算定方法の見直し(指針より)

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入される。

[R5までの前年度平均工賃月額算定方法]

① 報告対象年度各月の工賃支払対象者の総数を算出

(例:50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、 $45+50+48+50+50+49+50+45+47+50+50=584$ 人となる。)

② 報告対象年度に支払った工賃総額を算出

③ ②÷①により1人あたり平均工賃月額を算出

※ 月の途中からの利用開始者及び利用終了者、月の途中で入院又は退院した利用者や新型コロナウイルスへの罹患したこと等により1週間以上に渡って利用できなくなった利用者、自事業所以外の障害福祉サービスを利用している者、人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者などは算定から除外することが可能



[R6以降の前年度平均工賃月額算定方法]

① 前年度における工賃支払総額を算出

② 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

③ 前年度における工賃支払総額(①)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月より、1人当たりの平均工賃月額を算出

※上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

発行 令和6年12月
長崎県福祉保健部障害福祉課

〒850-8570

長崎県長崎市尾上町3番1号

電話:095-895-2455

FAX:095-823-5082